

島根労働局職員(共通)選考採用試験【係長級(一般職相当)】  
募集要項

今般、島根労働局における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する行政機関や民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

1 職種

島根労働局の常勤職員

2 業務内容

島根労働局及び公共職業安定所における労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

※雇用均等行政を中心としたキャリアパスとなる場合を含みます。

3 募集人員

事務官(共通) 1名

4 応募資格

(1) 以下の①及び②の条件を満たす方

① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

- ・ 大学を卒業した者 11年以上
- ・ 短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13年以上
- ・ 高等学校を卒業した者 15年以上

② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2) 以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受け

ることがなくなるまでの者

- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6（定年による退職）に定める定年に該当する方（令和 6 年度における定年年齢は 61 歳）

## 5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 を参照ください。

## 6 採用日

令和 6 年 7 月 1 日を予定しています。

## 7 勤務地

島根労働局又は公共職業安定所

ただし、初任地は島根県西部の公共職業安定所（浜田、益田、石見大田のいずれか）となります。

※ 入省後は、島根労働局や島根県内のハローワークに勤務し、1～3年の間隔で人事異動があります。

※ 異動先により転居が必要な場合があります。

※ 雇用均等行政中心のキャリアパスの場合は、雇用環境・均等室での勤務が中心となります。

## 8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等は休日です。

休暇には、年次休暇のほか、特別休暇（夏季休暇、病気休暇等）があります。

## 9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

## 10 応募方法

### (1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。

ただし、履歴書の作成は応募者本人の直筆とします。

写真を貼付のうえ、学歴、職歴（職業紹介、助成金、雇用保険、労災保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については、詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

### (2) 論文課題

島根県をはじめ全国各地においては、様々な雇用・労働問題が生じており、労働局ではこのような問題への具体的対応が求められています。

以下の1又は2のテーマのうち一つを選択し、島根労働局職員としての視点から、選択したテーマについて、論じてください。

- 1 「島根県における労働市場の強化・見える化」へのアプローチとして、現時点において、最も緊要度の高い取組みは何と考えるか。その内容と緊要度が最も高いものと判断した理由について、それぞれ具体的に論じてください。（1,000字以内）
- 2 「島根県内において顕在化する人材不足問題」を概括した上で、現時点において、当該問題の解消・低減に向けた最も緊要度の高い取組みは何と考えるか。その取組みの内容と緊要度が最も高いものと判断した理由について、それぞれ具体的に論じてください。（1,200字以内）

※文字数は、テーマ1は1,000字以内、テーマ2は1,200字以内。

※提出様式は、パソコンを使用してワード等による作成の場合は、A4縦の様式に横書き、手書きの場合は、市販の原稿用紙で作成して下さい。

※提出様式に選択したテーマ、氏名を記入のうえ、論文を作成して下さい。

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、封筒に赤字で「社会人選考」と明記した上で、島根労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。

なお、応募書類については、目的外に使用しないことを約し、不合格者の応募書類は、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

また、応募される方はハローワークを通して紹介状の添付をお願いします。

11 応募期限

令和6年4月26日（金）

※ 応募書類は当日の消印有効（持参の場合は当日17:00まで）

※ ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただきますので御留意ください。

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和6年5月10日（金）予定

※第1次選考通過者に対して連絡します。

【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和6年5月20日（月）～5月22日（水）の間で実施予定

（詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

(合格者発表)

令和6年5月31日(金)予定

※島根労働局HP上の「職員採用情報」内にて第2次選考対象者のうち最終合格者の試験番号を掲載します。なお、最終合格者へは別途、連絡します。

13 応募等に関する照会先

島根労働局総務部総務課人事係 担当 橋口

所在地：島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階

電話：0852-20-7005(直通)

(別紙)

## 給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（24万円～35万円程度。一般的な例）。
- 2 なお、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
  - 扶養手当・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
  - 住居手当・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
  - 通勤手当・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
  - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・1年間に俸給等の約4.50か月分  
(令和5年度実績)